

一者随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定により一者随意契約をしましたので、公表いたします。

一者随意契約の状況	所管 住民生活課 執行 令和2年5月7日
件名	
契約日	令和2年5月7日
契約期間	令和2年5月7日～令和2年9月30日
契約の概要	特別定額給付金給付事業に係る電算システム構築等業務委託
契約の相手方	函館市末広町22番1号 株式会社 エスイーシー 代表取締役社長 永井 英夫
契約金額	税込 4,325,200円(税抜 3,932,000円)
随意契約した理由および 契約の相手方を選定した理由	上記業者は、現行の住民基本台帳システムの開発業者であり、特別定額給付金は住民基本台帳の所在する市町村で支給されるべきものであることから、現行のシステムと連動した管理作業が必要となってくるため、競争入札による性格ではないと判断される。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び、八雲町財務規則140条第2項第1号の規定により、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約をおこなったもの。
発注担当課	住民生活課